

平成19年4月1日から 児童手当制度が拡充されました

拡充の内容

3歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額が、第1子及び第2子について倍増し、出生順位にかかわらず一律月1万円となりました。

なお、3歳以上の児童の児童手当の額、支給対象年齢及び所得制限限度額については、現行どおりです。

	(現行)	(改正)
0歳以上3歳未満の児童の養育者に対する児童手当	第1子・第2子 月額5千円	→ 月額1万円(倍増)
	第3子以降 月額1万円	→ 月額1万円(現行どおり)
3歳以上(現行どおり)	第1子・第2子 月額5千円	
	第3子以降 月額1万円	

施行日：平成19年4月1日(拡充最初の支給月 平成19年6月)

※今回の改正では、受給者のみなさんは、特段の手続きを行う必要はありません。

なお、平成19年4月から3歳未満の児童手当等の額は一率1万円となりますが、3歳到達後の翌月からは、第1子及び第2子の手当額は5千円となります。

現況届のおしらせ

児童手当を受給している方は毎年6月に「児童手当現況届」を提出しなければなりません。この届は毎年6月1日における児童養育状況や前年の所得を確認し引き続き手当受給の要件があるかを調査するためのものです。前年の所得を申告していない方は早めに申告を済ませ、通知がありましたら速やかに手続きを行って下さい。現況届の提出がなければ6月以降の児童手当の支給が停止になりますので気をつけてください。

お問い合わせ先：八重瀬町児童家庭課 TEL 998-7163

総務課からのお知らせ

平成19年5月21日(月)～5月27日(日)までの1週間は

春季行政相談強調週間

役所(国、県、市町村)の仕事、例えば道路・交通・農地・健康保険・老人保健・年金・環境衛生・登記等について苦情や意見要望などがあればお気軽にご相談ください。相談は無料、秘密は厳守します。

行政相談所開設

<旧東風平町>

【日時】5月15日(火)・22日(火)・29日(火)
午後2時～4時(受付時間)

【場所】八重瀬町社会福祉会館 相談室(1階)
TEL: 098-998-8411

<旧具志頭村>

【日時】5月15日(火)・22日(火)

【場所】具志頭農村環境改善センター 生活技術研修室
TEL: 098-998-7018

【相談員】総務省嘱託の行政相談委員(八重瀬町担当)

★定例相談は毎週火曜日、午後2時～4時(受付時間)に八重瀬町福祉会館 相談室(1階)で行います。総務省沖縄行政評価事務所と連携して案件を処理します。

【行政苦情110番】TEL: 098-867-1100
(午後5時から留守番電話)

八重瀬町役場 総務課 (TEL: 098-998-2200)

全国一斉「人権擁護委員の日」
特設人権相談所開設のお知らせ

6月1日は

「人権擁護委員の日」

です

『人権』は、人間が幸福な人生を送る上で、最も大切な権利です。国の内外を問わず、人々がお互いに人権を守ることにによって明るい社会をつくるのが、私たちの願いです。

町では次の日程で「全国一斉特設人権相談」を実施します

【日時】平成19年6月1日(金)
午前10時～午後4時

【場所】東風平農村環境改善センター
【相談担当者】島 勇夫・上江洲 幸子・中村 司・前原 信一
(八重瀬町人権擁護委員)

人権擁護委員は、町長から推薦され、法務大臣が委嘱した街の相談パートナーです。人権についてお困りごとがあれば、お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

5月

日	行事名	対象者	時間	場所
22 火	離乳食実習	通知文及び希望者 予約制(定員10組)	実習時間 2:00~4:00	社会福祉会館
23 水	健康相談	全町民	9:00~12:00	保健センター
29 火	育児教室(ベビーマッサージ)	予約者(3~7ヶ月児・親)	10:00~12:00	保健センター
30 水	健康相談	全町民	9:00~12:00	保健センター
31 木	ポリオ予防接種	3ヶ月~7歳 6ヶ月未満	1:00~1:45	保健センター

6月

6 水	健康相談 3歳児健康診査	全町民 3歳6ヶ月~4歳未満	9:00~12:00 1:30~2:30	保健センター 保健センター
7 木	2歳児歯科検診	2歳3ヶ月~3歳未満	予約制 電話予約が必要です	保健センター
13 水	健康相談	全町民	9:00~12:00	保健センター
14 木	1歳6ヶ月児健康診査	1歳6ヶ月~2歳未満	1:30~2:30	保健センター
18 月	ハーリー			
20 水	健康相談 住民健診(世名城・高良) 菜の花の会(ハンディのある子の親の会)	全町民 全町民 関係者	9:00~12:00 8:30~11:00 10:00~12:00	保健センター 世名城公民館 保健センター

夜間、休日の年金相談を行っています

社会保険事務所では、次の日程で月曜日夜間(午後5時15分~午後7時15分)、休日(第二土曜日)の年金相談を行っています。お気軽にお越し下さい。

- ▶ 5月の日程 1日(火)、7日(月)、12日(土)、14日(月)、21日(月)、28日(月)
- ▶ 6月の日程 4日(月)、9日(土)、11日(月)、18日(月)、25日(月)
- 夜間の年金相談時間 (午後7時15分まで延長)
- 休日の年金相談時間 (受付:午前9時半~午後4時)
- ▶ お問い合わせ
沖縄社会保険事務局 年金課給付企画係
那覇市旭町114-4 おきでん那覇ビル8階
TEL 941-0734

5月は軽自動車税・自動車税の納付期間です

納付期間内納付のご協力をお願いいたします。
納付期限 平成19年5月31日(木)

軽自動車税の減免申請について

障害者本人又はそれと生計を一にする者が所有する軽自動車等で、専ら障害者の通学(園)通院、通所又は生業のために使用される場合は、軽自動車税が減免されることになっております。(障害の程度によっては、減免できない場合があります。)

- 減免申請期限 平成19年5月24日(木) 厳守
- 必要書類等 減免申請書(税務課にあります)
自動車検査証、障害者手帳
運転する方の免許証、申請者の印鑑

*軽自動車税の詳しいお問い合わせについては、税務課までお願いします。

役場 税務課 TEL 998-9593

商業統計調査にご協力ください

問い合わせ 経済産業省 沖縄県 八重瀬町役場
TEL 998-2668

平成19年商業統計調査を6月1日現在で行います。調査の実施については、5月中旬から6月末にかけて統計調査員が調査対象となる事業所をお伺いしますので調査にご協力下さるようお願いいたします。

寄付 ご芳志ありがとうございます

八重瀬町社会福祉協議会へ

八重瀬町字富盛333番地の石原幸一様より(故母)トヨ様の香典返しとして 金 2万円 のご寄付がありました。	八重瀬町字具志頭196番地の伊吉隆様より(故母)ハル様の香典返しとして 金 5万円 のご寄付がありました。	八重瀬町字仲座96番地の喜屋武勇一様より(故妻)キク様の香典返しとして 金 10万円 のご寄付がありました。	八重瀬町字新城938番地屋富祖ふさ子様より(故夫)信徳様の香典返しとして 金 5万円 のご寄付がありました。	八重瀬町字東風平31番地中村弘正様より(故父)朝和様の香典返しとして 金 10万円 のご寄付がありました。
---	---	--	--	---

八重瀬町字東風平106番地當銘直光様より(故妻)京子様の香典返しとして 金 3万円 のご寄付がありました。	東風平中学校26期生様より一般寄付として 金 3万円 のご寄付がありました。	八重瀬町字港川232番地長嶺孝子様より故(夫)栄様の香典返しとして 金 10万円 のご寄付がありました。
---	--	--

人材育成へ

八重瀬町字港川232番地長嶺孝子様より故(夫)栄様の香典返しとして
金 10万円
のご寄付がありました。





詩吟サークル

詩吟とは、詩に込められた作者の喜びや哀しみ、感動した心を吟者がとらえ、声によって詩意を表現する日本の伝統文化の一つです。八重瀬詩吟サークルは、毎週月曜日午後3時から具志頭改善センターにおいて活動しており、現在会員は、約10名、昨年12月に発足したばかりの新しいサークルです。

詩吟は、お腹のそこから声をだすことでストレス解消にもなり、有酸素効果にも役立ちます。サークルで講師をしている渡嘉敷真栄さんは、「声に自身がなく人前でアガル方でも正しい呼吸法と発声法で魅力的な声を出せるようになり、人前で話せる度胸がつきます。誰でも出来る指導内容になっているので気軽に足を運んでほしい」と随時無料体験や見学を受け付けているところです。興味のある方は、下記まで問い合わせ下さい。



TEL 090 - 8475 - 7352



新八重瀬町商工会誕生

昨年12月に行われた八重瀬町商工会・東風平商工会合併印式により合併締結を結んだことを受け、4月1日から八重瀬町商工会が新しく誕生し、4月2日具志頭改善センターで看板設置式が行われました。新商工会会長は、合併前の八重瀬町商工会会長の新垣勲さんが5月に行われる定期総会まで引き続き務めることとなります。合併することで事務局体制が整備、強化され適正な人材配置と業務分担によりこれまで同様に地域に密着したきめ細かな会員サービスを提供が可能になります。

いつでもどこでもできる 操体法

八重瀬町保健センターでは、毎週月曜日操体法教室が行われています。近年の高齢化に伴い、介護保険制度が導入され、若い頃からの介護予防に重点が置かれるなかで介護予防の一環として健康づくりを目的に開催されたのがきっかけでした。

操体法は、基本動作を学ぶことにより、誰でも場所をとらず、無理なく自分にあった方法で健康づくりが行えるのが特徴です。世話役をしている石原末子さんは「いつでもどこでもひとりでもできるところが長年つづけられる理由です」と操体法の魅力を話しました。腰痛に悩んでいた久場川弘子さんも「以前は病院に通うことが多かったのですが操体法に出会ってからは痛みもなくなり通院回数が少なくなりました」と操体法を学ぶことで自分の健康は自分で守るという意識を高めることができるようになったと話します。この教室では、特に申し込みなどは、行っておらずいつでも気軽に参加できるようになっています。毎週月曜日午後2時から八重瀬町保健センターで行っているため、興味のある方は一度足を運んでみてはどうでしょうか。

